

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和6年6月21日受付分)

名称

特定非営利活動法人
shake hands 握手

縦覧期間

令和6年6月21日(金)から
令和6年7月5日(金)まで

特定非営利活動法人 shake hands 握手定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称は、特定非営利活動法人 shake hands 握手という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、いじめや発達障害などさまざまな要因によっておこる不登校の子どもたちの居場所作り支援や、障がい当事者の音楽や芸術の舞台表現活動を支援し、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障がい者の音楽舞台表現活動事業
- (2) 音楽やスポーツを通じた人と地域のネットワーク事業
- (3) まちのクリーン作戦事業
- (4) 人権啓発活動支援事業
- (5) 子ども見守りネットワーク事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6人

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額

- (8) 会員の除名
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし議事が緊急を要する場合には、出席者総数の2分の1以上の決議により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数及び出席者数（書面による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 議長の選任に関する事項
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要する場合には出席者総数の2分の1以上の決議により議題とすることができる。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年 4月1日に始まり翌年 3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項に係る変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法
(公告の方法)

- 第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
2 ただし貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板上に掲示して行う。

第10章 雑則
(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 中村 奈津美
副理事長 中村 清仁
同 湯吐 啓人
理事 山下 由紀
同 旭 克隆
同 山本 佳枝
監事 横山 照義
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 年会費 2500円

この定款は原本と相違ないことを証明し可



令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人 shake hands 握手

1. 基本方針

障がい者の自立支援や地域活動を中心とした事業を行っています。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益見込 (千円)
(1) 障害者の 日常生活及び 社会生活を総 合的に支援す るための法律 に基づく障害 福祉サービス 事業	障害福祉サービス事業 居宅介護、重度訪問介護	令和6年 10月頃 まで	主に兵庫県尼 崎市、伊丹市内	主に兵庫 県内の障 がい者	6,000,000 円
(2) 障害者の 日常生活及び 社会生活を総 合的に支援す るための法律 に基づく地域 生活支援事業	地域生活支援事業 移動支援	令和6年 10月頃 まで	主に兵庫県尼 崎市、伊丹市内	主に兵庫 県内の障 がい者	2,280,000 円
(3) 障がい者 の音楽舞台表 現活動事業	チャリティーライブな どの地域活動など	通年	主に兵庫、大阪 市内	主に兵庫 県内の障 がい者及 び地域住 民不特定 多数	10,000 円
(4) 音楽やス ポーツを通じ た人と地域の ネットワーク 事業	チャリティーライブや 地域のイベントなどの 地域活動、スポーツイベ ントなど	通年	主に兵庫、大阪 市内	主に兵庫 県内の障 がい者及 び地域住 民不特定 多数	190,000 円

(5) まちのク リーン作戦	地域の清掃活動	月に1回	主に兵庫県尼 崎市内	地域住民 不特定多 数	5,000 円
(6) 人権啓発 活動支援事業	人権まつりなどの参加 人権啓発活動への支援	通年	主に兵庫、大阪 市内	主に兵庫 県内の障 がい者及 び地域住 民不特定 多数	5,000 円
(7) 子ども見 守りネットワ ーク事業	地域の小学校などの登 下校時の旗持ちや、パト ロール活動	通年	主に兵庫県尼 崎市内	尼崎市内 の子供な らびに地 域住民不 特定多数	5,000 円

3. 事業実施体制

(1) 管理体制

管理者：中村 奈津美

(2) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年1回

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 shake hands 握手

1. 基本方針

地域活動を中心とした事業を行っています。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益見込 (千円)
(1) 障がい者の音楽舞台表現活動事業	チャリティーライブなどの地域活動など	通年	主に兵庫、大阪市内	主に兵庫県内の障がい者及び地域住民不特定多数	10,000 円
(2) 音楽やスポーツを通じた人と地域のネットワーク事業	チャリティーライブや地域のイベントなどの地域活動、スポーツイベントなど	通年	主に兵庫、大阪市内	主に兵庫県内の障がい者及び地域住民不特定多数	190,000 円
(3) まちのクリーン作戦	地域の清掃活動	月に1回	主に兵庫県尼崎市内	地域住民不特定多数	5,000 円
(4) 人権啓発活動支援事業	人権まつりなどの参加人権啓発活動への支援	通年	主に兵庫、大阪市内	主に兵庫県内の障がい者及び地域住民不特定多数	5,000 円
(5) 子ども見守りネットワーク事業	地域の小学校などの登下校時の旗持ちや、パトロール活動	通年	主に兵庫県尼崎市内	尼崎市内の子供ならびに地域住民不特定多数	5,000 円

3. 事業実施体制

(1) 管理体制

管理者：中村 奈津美

(2) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年1回

令和6年度 活動予算書

特定非営利活動法人 ahake hands 握手

(経常収益)

(事業収益)

正会員会費	27,500
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	6,000,000
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	2,280,000
障がい者の音楽舞台表現活動事業	10,000
音楽やスポーツを通じた人と地域のネットワーク事業	190,000
まちのクリーン作戦事業	5,000
人権啓発活動支援事業	5,000
子ども見守りネットワーク事業	5,000

経常収益 計

8,522,500

(経常費用)

事業費

人件費	7,490,000
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	30,000
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	30,000
障がい者の音楽舞台表現活動事業	8,000
音楽やスポーツを通じた人と地域のネットワーク事業	180,000
まちのクリーン作戦事業	3,000
人権啓発活動支援事業	3,000
子ども見守りネットワーク事業	3,000

その他経費

広告宣伝費	5,000
旅費交通費	300,000
車両費	180,000
通信運搬費	90,000
消耗品費	130,000
雑費	30,000

その他経費 計

735,000

事業費 計

8,482,000

管理費

その他経費

接待交際費	1,000
-------	-------

その他経費 計

1,000

管理費計

1,000

経常費用 計

8,483,000

当期正味財産増減額

39,500

前期繰越正味財産額

2,350,118

次期繰越正味財産額

2,389,618

令和7年度 活動予算書

特定非営利活動法人 ahake hands 握手

(経常収益)

(事業収益)

正会員会費	27,500
障がい者の音楽舞台表現活動事業	10,000
音楽やスポーツを通じた人と地域のネットワーク事業	190,000
まちのクリーン作戦事業	5,000
人権啓発活動支援事業	5,000
子ども見守りネットワーク事業	5,000

経常収益 計

242,500

(経常費用)

事業費

障がい者の音楽舞台表現活動事業	8,000
音楽やスポーツを通じた人と地域のネットワーク事業	50,000
まちのクリーン作戦事業	3,000
人権啓発活動支援事業	3,000
子ども見守りネットワーク事業	3,000

その他経費

広告宣伝費	5,000
旅費交通費	50,000
車両費	20,000
通信運搬費	20,000
消耗品費	30,000
雑費	20,000

その他経費 計

145,000

事業費 計

212,000

管理費

その他経費

接待交際費	1,000
-------	-------

その他経費 計

1,000

管理費計

1,000

経常費用 計

213,000

当期正味財産増減額

29,500

前期繰越正味財産額

2,389,618

次期繰越正味財産額

2,419,118